

2017年3月21日

Contents

I Lawyer's Eye

中国における越境 EC 取引とクーリングオフ

上海オフィス顧問 繆 媛媛/弁護士 横井 傑

II 中国法令アップデート

- ・国家工商総局による企業簡易抹消登記改革の全面的な推進に関する指導意見
- ・国家発展改革委員会による「政府認可投資プロジェクト目録(2016年版)」にかかる外資業務の徹底実施に関する通知
- ・「商標審査及び審理基準」の新改正の公布に関する公告
- ・商標審査事件口頭審理弁法(意見募集稿)
- ・最高人民法院による商標の権利授与・権利確認行政事件審理の若干問題に関する規定
- ・中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項に関する通知
- ・国家外貨管理局による外貨管理改革を更に推進し真実性及びコンプライアンス審査を充実化することに関する通知
- ・中華人民共和国環境保護税法
- ・インターネット購入商品の7日間クーリングオフ暫定弁法
- ・上海市工商行政管理局による「広告法」違反における行政処罰裁量基準に関する通知
- ・新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規定
- ・未成年者インターネット保護条例(審議稿)

III 台湾法令アップデート

- ・「電業法」の改正
- ・「特許法」の改正

IV 満腹中国

久々の横浜中華街

弁護士 中川 裕茂

I Lawyer's Eye

上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 横井 傑

中国における越境 EC 取引とクーリングオフ

インターネット上の通販サイトを通じて中国¹域外から中国域内の需要者に対して物品等を販売する国際的な電子商取引(越境 EC)は、2014年7月に政府の後押しを得てその地位を確立し²、その後市場を漸次拡大してきた。中国の越境 EC 取引の取引規模は、2015年には約 4.8 兆元(約 79.7 兆円、前年比 28%増)に達しており、B2C 取引に限って言えば前年比 69%増の約 7512 億元(約 12 兆 4773 億円)となっている³。既に一定の市場規模を確立した越境 EC は、2016年の行郵税改革⁴によって課税政策が見直され、早くも転換期を迎えているが、今後も引き続き成長は続くものとみられる。

越境 EC は、従来、中国市場への参入がしづらかった中小企業による小ロットでの販売や、中国市場における商品の可能性を占う試行的な販売などにも新しい可能性を提示する一方、伝統的な販売方法とは異なり、現地法人や販売代理店等を通さずに、海外事業者が直接中国の消費者との間で取引を行なうこととなるため、海外事業者がいかなる法的リスクを負うのか慎重に検討する必要がある。

検討すべき論点は少なくないが、本稿では、本邦において文献が比較的少ない中国越境 EC 取引におけるクーリングオフの適用に目をむけてみたい。

1. 越境 EC 取引の概要

既にご存じの方も多いとは思われるが、本題に入る前に、まず越境 EC 取引の全体像を概観する。

越境 EC 取引は、インターネット上の通販サイトを通じて行なわれる取引であり、自社のウェブサイトを通じて販売するケースもあるが、近年は、Tmall Global(天猫国際)⁵、JD Worldwide(京東全球購)⁶などのプラットフォームを通じた取引が伸びている。

販売者(中国域外の事業者等)はプラットフォーム上で電子的な店舗を開設し、これを通じて商品を販売する。一方、中国域内の消費者は、プラットフォーム上の電子店舗において好みの商品を探し、購入する。決済は、通常、クレジットカード、アリペイ(支付宝)⁷等の決済サービスを通じてウェブ上で行なわれる。

¹ 本稿において中国とは、便宜上、香港及びマカオの両特別行政区並びに台湾地区を除くいわゆる中国大陸を指す。

² クロスボーダー電子商取引による輸出入貨物、物品にかかる監督管理事項に関する公告(海関総署公告 2014 年第 56 号)、税関監督管理方式コードの追加に関する公告(海関総署公告 2014 年第 57 号)

³ Ali Research :[貿易の未来:越境 EC は世界を繋がる—2016 中国越境 EC 発展報告貿易の未来(貿易の未来:跨境電商連接世界—2016 中国跨境電商発展報告)](<http://www.aliresearch.com/blog/article/detail/id/21054.html>)

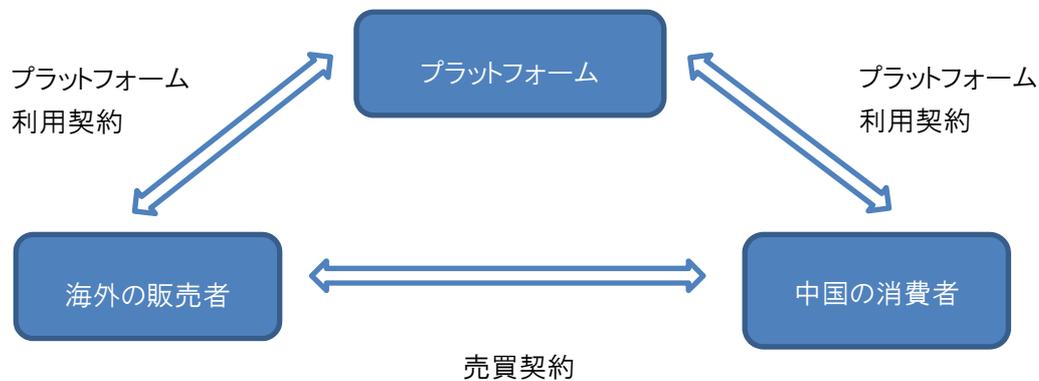
⁴ 財政部、海関総署、国家税務総局によるクロスボーダー電子商取引小売り輸入の税收政策に関する通知(財関税[2016]18 号)、入国物品輸入税の調整にかかる問題に関する通知(税委会[2016]2 号)

⁵ <https://www.tmall.hk>

⁶ <https://www.jd.hk>

⁷ <https://intl.alipay.com>

越境 EC 取引のうち、典型例であるプラットフォームを用いる取引を法的に整理すると、下図のとおり、①販売者・消費者間の売買契約、②販売者・プラットフォーム間のプラットフォーム利用にかかる契約、③消費者・プラットフォーム間のプラットフォーム利用にかかる契約の 3 つの契約に切り分けられる。



2. 越境 EC 取引におけるクーリングオフ

(1) 販売者・消費者間の売買における準拠法

越境 EC 取引の販売者と消費者との間の売買は、販売者(中国域外の事業者)と消費者(中国域内の消費者)との間の国際取引であるところ、これに中国法上のクーリングオフ制度が適用されるのか、中国域外のクーリングオフ制度が適用されるのかは、いわゆる国際私法上の準拠法決定の問題である。

販売者・消費者間で紛争が起きる場面を具体的に想定してみると、主として消費者側から中国での訴訟提起等がなされると思われる。そこで、本件では中国の国際私法を検討することとなるが、涉外民事関係法律適用法第 42 条は、消費者関連法の準拠法について下表のとおり定めている⁸。

	項目	適用される準拠法
(A)	原則:	消費者の常居所地法
(B)	例外:(i) 消費者が商品、サービス提供地の法律の適用を選択したとき、 (ii) 又は事業者が消費者の常居所地において関連事業活動に従事していないとき	商品、サービス提供地の法律

越境 EC 取引にこれをあてはめると、(A)消費者の常居所地法は中国法となり、一方で(B)商品、サービス提供地の法律は、取引内容や個別事情によって異なることとなる。

⁸ なお、涉外民事関係法律適用法第 2 条 1 項は、「涉外民事関係に適用する法律は、本法によって確定する。」との原則を定めただけで、例外的に「その他の法律に涉外民事関係の法律適用につき別段の特別規定がある場合には、その規定による。」と定めているが、消費者権益保護法をはじめとした関連法令には準拠法決定に関する規定がないため、原則どおり、同法第 42 条が適用されることとなる。

もっとも、典型的な越境 EC 取引である中国の消費者が中国において物品を受け取る取引を前提にすれば、いずれにせよ準拠法は中国法となる。

本稿では、準拠法が中国法となることを前提に、以下中国のクーリングオフ制度を概説する⁹。

(2)クーリングオフの適用範囲

越境 EC 取引の販売者を含むインターネットを通じて商品を販売する者は、中国法上、以下の商品を除き¹⁰、商品の受領日から七日以内は理由の如何を問わず商品の返品を受ける義務を負う¹¹。

<クーリングオフの適用除外商品>

- 消費者が注文して作らせたもの
- 腐りやすい生もの
- オンラインでダウンロードした又は消費者が開封した音響映像作品、コンピュータソフトウェア等のデジタル商品
- 引き渡し済みの新聞及び定期刊行物
- 消費者が購入時にクーリングオフの不適用を確認した場合の以下のいずれかの商品¹²
 - ✓ 開封後容易に人身の安全若しくは生命健康に影響が及ぶもの、又は開封後容易に商品の品質が変わってしまうもの
 - ✓ アクティベート後又は使用後に価値の損耗が比較的激しいもの
 - ✓ 販売時に消費期限が迫っていること又は瑕疵があることを明示していたもの

また、クーリングオフを実行する場合、その対象となる商品は瑕疵のない完全なものでなければならない¹³。

(3)クーリングオフの手順

クーリングオフは、概ね以下の手順で実施される¹⁴。

1. 消費者から販売者に対して商品受領日の翌日から 7 日以内にクーリングオフの通知
2. 販売者から消費者に対してクーリングオフ通知の受領後適時に返品先の住所等を連絡
3. 消費者から販売者に対して上記情報の受領後適時に商品返品
4. 返品された商品が瑕疵のない完全なものであった場合、販売者は、消費者に対し、返品商品の受領後 7 日以内に支払済みの商品代金を返金

⁹ 本稿は 2017 年 3 月 15 日から施行されているインターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法⁹の適用を前提として記載している。

¹⁰ インターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法第 6 条及び 7 条

¹¹ 消費者権益保護法第 25 条 1 項、インターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法第 3 条

¹² これに該当する商品については、販売者が、商品販売フローにおいて明確な確認ステップを設け、消費者に対して毎回確認しなければならない。かかる確認を経していない場合、販売者はクーリングオフを拒否できない(インターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法第 20 条)。

¹³ インターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法第 8 条

¹⁴ インターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法第 10 条、11 条、13 条

(4)クーリングオフを拒否した場合等の法的責任

販売者は、消費者からのクーリングオフの求めに適切に対応しない場合(例:消費者によるクーリングオフ通知から15日を超過したにも拘わらずクーリングオフ手続を進めなかった場合など)、以下の法的責任を負う可能性がある。

- 消費者に対する民事責任を負うリスク(クーリングオフの実施の請求、及び消費者が負った損害の賠償を請求されるリスクなど)
- 当局に対する行政責任を負うリスク(是正命令のうえ、違法所得の没収、違法所得の1倍以上10倍以下の罰金等に処せられるリスクなど)¹⁵

3. 代表的なプラットフォームにおけるクーリングオフの規定状況

上記2.(2)乃至(4)においては中国法上のクーリングオフ制度を概観したが、実際の取引における日常的な事案は、各プラットフォームの定める内部規則等に基づいて処理されるのが通常である。

そこで、中国の代表的なプラットフォームにおけるクーリングオフの規定をみると、やや意外なことに多くのプラットフォームの内部規則においてクーリングオフを適用しないと規定されていたり、販売者の選択制となっていることが判明した(2017年3月14日現在)。

プラットフォームの名称	クーリングオフの規定状況
Tmall Global(天猫国際)	販売者は、クーリングオフ制度の適用を強制されず、任意に適用の有無を選択できる。 販売者は、クーリングオフ制度を適用する場合、電子店舗にクーリングオフ(七天放心退)マークを付する ¹⁶ 。
JD Worldwide(京東全球購)	クーリングオフの適用はない。 商品の品質問題、運送による損害、発送ミス、ウェブサイトの説明との不一致などの場合のみ返品を認める ¹⁷ 。
Yihao Haigou(1号海購) ¹⁸	クーリングオフを適用する ¹⁹ 。
SUNING.COM(蘇寧海外購) ²⁰	クーリングオフは適用ない ²¹ 。 商品の品質問題、発送ミス等の販売者の責任の場合のみ返品を認める。

消費者権益保護法上のクーリングオフの義務を当事者の合意で排除できるか否かは、法的には疑問の余地もあり得るところであり、地方の規定や当局の解釈も区々と思われるが²²、現実問題として、クーリングオフへの対応は大きなコスト負担となるため、これまで内部規則等で排除される傾向が強かったものと思われる。

¹⁵ インターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法第31条、消費者権益保護法第56条1項

¹⁶ Tmall Global 七天放心退規範第1条(https://rule.tmall.hk/rule/rule_detail.htm?spm=0.0.0.0.TbGkO4&id=2882&tag=self)

¹⁷ 京東全球購 JD.HK アフターサービス管理規則第2.1条(<http://www.jd.hk/rule/shfwgl.html>)

¹⁸ <http://channel.yhd.com/haigou>

¹⁹ 1号店入居販売者にかかる商品返品・交換細則(<http://cms.yhd.com/cms/view.do?topicId=24369>)

²⁰ <http://g.suning.com>

²¹ 蘇寧海外購商品ページ基準規範第三条の5(<http://rule.suning.com/ruleInfo/ruleInfoDetail/GZ100000477.htm>)

²² 上海市の消費者権益保護委員会に対するヒアリングによれば、上海市においては、少なくとも暫定弁法の施行前については、商品購入前に消費者の同意を得ればクーリングオフの適用を排除できるとの見解が採用されていたとのことである(上海市消費者権益保護条例第30条2項)。

それでは、結論として、プラットフォームにおいてクーリングオフを排除する規定さえ定めておけば、販売者はクーリングオフの義務を負わないかという、これは2017年3月15日付けのインターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法(以下「暫定弁法」という。)の施行によって変わり得るものと思われる。

暫定弁法は、クーリングオフ適用の例外を内部規則、契約等で任意に拡大することを明示的に禁止しており²³、暫定弁法の施行後は、仮にプラットフォームの内部規則でクーリングオフを排除したとしても引き続きクーリングオフに応じる義務を負うとの解釈が採られ得るからである。

当職らがヒアリングを行った上海市の消費者権益保護委員会においても、暫定弁法の施行後は状況が変わり得ることを示唆しており、暫定弁法の施行後は、越境 EC 取引に参入している各事業者は、いま一度クーリングオフにかかるリスクを再検討する必要があるものと思われる。

4. 結語

中国は、消費市場としての存在感を日々増しており、従来あまり中国をターゲットとしてこなかった外国企業においても、今後は中国展開を視野にいれていく必要性が高まっている。

冒頭に述べたとおり、越境 EC 取引は、外国企業にとって中国市場における販売の新たな可能性を提示しているが、同時に新たな論点も提供しており、本稿で取り扱ったクーリングオフはそのほんの一例に過ぎない²⁴。

越境 EC 取引を実施する企業は、予想外の大きなリスクを抱え込まぬためにも、中国法の観点から詳細な検討を行うなどしてリスクコントロールを行なうのが望ましい。

²³ インターネット購入商品クーリングオフ暫定弁法第 30 条

²⁴ 本稿では紙幅の関係で詳細まで立ち入らないが、消費者関連法の文脈でいえば、例えば懲罰的損害賠償(消費者権益保護法第 55 条)や品質保証責任(消費者権益保護法第 24 条)なども適用されると思われるため、留意が必要である。

Ⅱ 中国法令アップデート

弁護士 若林 耕	中国弁護士 李 芸
弁護士 横井 傑	上海オフィス顧問 繆 媛媛
弁護士 唐沢 晃平	上海オフィス顧問 鄧 翌雲
	北京オフィス顧問 杜 小叶

最新中国法令の解説

<企業登記>

国家工商総局による企業簡易抹消登記改革の全面的な推進に関する指導意見

[ポイント] 中国においては、数年来、企業負担の軽減、行政コストの削減等の狙いのもと各種行政手続の簡易化が推し進められているが、本指導意見もその一環として、一定の要件を満たす会社(営業許可証取得後に経営活動を行っていない会社、抹消登記申請前に債権債務が未発生 of 会社又は債権債務の清算が完了している有限責任会社など)について工商登記の簡易抹消手続を認めるものである。

要件を満たす会社は、通常の登記抹消手続が簡易抹消手続かを選ぶことができ、簡易抹消手続を選択した会社は、45 日間の簡易抹消公告後に、会社登記機関に対して登記の抹消申請を行なうこととなる。

簡易抹消手続においては、提出書類が簡易化されており、また審査も形式審査のみとなるなど手続の簡素化が図られている。

2016 年 12 月 26 日公布、2017 年 3 月 1 日施行(工商企注字[2016]253 号)

[原文] [工商总局关于全面推进企业简易注销登记改革的指导意见](#)

附件 2: [企业登记申请文书规范和企业登记提交材料规范 \(2015 年版\) 修订部分](#)

<投資>

国家发展改革委員会による「政府認可投資プロジェクト目録(2016 年版)」にかかる外資業務の徹底実施に関する通知

[ポイント] 本通知は、外商投資プロジェクトの審査認可及び届出を所管する政府部門の権限分掌等について定めるものである。審査認可制が適用される外商投資プロジェクトは、投資総額等の基準により所管が変わることとなるため留意が必要である。

2017 年 1 月 14 日公布(発改外資規[2017]111 号)

[原文] [国家发展改革委关于做好贯彻落实《政府核准的投资项目目录 \(2016 年本\)》有关外资工作的通知](#)

<知的財産>

「商標審査及び審理基準」の新改正の公布に関する公告

[ポイント] 本公告及びこれに添付される商標審査及び審理基準は、2013 年に商標法が改正されたことを受け、商標審査及び審理の実務を強化するため、十数年ぶりに商標審査及び審理基準を改正するとして制定されたものである。

今回の改正は、商標法に新設された音声商標の審査基準、再開された審査意見書制度(出願人に補正、説明する機会を与える。)の商標審査実務における運用方法が新たに記載された。また、商標法第 15 条第 2 項に定める先使用者の未登録商標を登録しようとする出願人が先使用者との間に代理若しくは代表関係以外の契約、取引関係又はその他の関係が存在するか否かの判断基準、及び 3 年間不使用で取り消された商標は商標法第 50 条

に定める商標権消滅後 1 年間の他人の商標登録排除規定を適用しないことが明確にされた。

2017 年 1 月 4 日公布、2017 年 1 月 4 日施行

[原文] [关于公布新修订《商标审查及审理标准》的公告](#)

附件：[新修订《商标审查及审理标准》](#)

商標審査事件口頭審理弁法(意見募集稿)

[ポイント] 本意見募集稿は、商標に関する審判の方式のうち、口頭審理手続に係わるものである。中国では、原則として、商標に関する審判は書面で行われており、口頭審理に関する個別の法令は存在しない。本意見募集稿は、当事者の申立又は商標評審委員会の職権による口頭審理発動手続、口頭審理開始前における当事者への通知、開示手続、口頭審理中における証拠調べ、審判官の質問、証人尋問等に関する手続について定めている。

(意見募集期間:2017 年 1 月 22 日～2017 年 2 月4日)

[原文] [商標評審案件口頭審理办法\(征求意见稿\)](#)

最高人民法院による商標の権利授与・権利確認行政事件審理の若干問題に関する規定

[ポイント] 本司法解釈は、商標審決取消訴訟に係わるものであり、2010 年、最高人民法院(日本の最高裁判所に相当)が公布した商標審決取消訴訟に関する指導意見に比べて、大きな変更点は以下のとおりである。(1)2013 年の商標法改正で新設された商標無効宣告の決定(裁定)が審決取消訴訟の対象に加わった。(2)商標法第 15 条に定める代理人若しくは代表者による被代理人、被代表者の商標の登録禁止に関する適用範囲が一層明確化された。(3)後絶たない有名人の氏名を用いた商標登録の事例に鑑み、氏名権が他人の既得した権利として、商標登録による当該権利の侵害に関する判断基準が明確にされた。また、手続の面に関して、(4)濫訴防止のために、商標評審委員会が人民法院の審決取消訴訟の判決に基づいて下した審決に対して、再度提起された訴えについては、受理しないこととし、たとえ受理したとしても、棄却することが明記された。

2017 年 1 月 10 日公布、2017 年 3 月 1 日施行(法釈[2017]2 号)

[原文] [最高人民法院关于审理商标授权确权行政案件若干问题的规定](#)

<外債管理>

中国人民銀行による全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理関連事項に関する通知

[ポイント] 2016 年、中国においてマクロプルーデンス管理モデルによる外債制度が導入された(中国人民銀行による全国において全範囲クロスボーダー融資マクロプルーデンス管理を実施することについての通知(銀発[2016]132 号))。同制度は、企業に対し、純資産額を基準に計算される借入上限額まで外債(外貨・人民元)の調達を認めるものであり、また返済により借入上限額が増える点にも特徴がある。

本通知は、同外債制度における企業の借入上限額を実質的に純資産額の 2 倍まで引き上げること、企業が国外金融機関から獲得した外貨トレードファイナンスを残高算出の際に除外すること等を定めている。これにより各企業の外債借入れの自由度は更に向上したといえよう。

なお、外商投資企業に対しては本通知の公布日(2017 年 1 月 13 日)から 1 年間の移行期間が設けられており、期間満了後に人民銀行及び外債管理局がマクロプルーデンス管理モデルを評価したうえで今後の方針が確定される予定となっている。外商投資企業は、同期間中、従来の投注差モデルとマクロプルーデンス管理モデルのいずれかを選択できる。

また、各地で行なわれていた人民元・外債外債の地域的試行政策は、2017 年 5 月 4 日をもって本通知に定める管理モデルに一本化されることとなるため、各企業において留意が必要である。

2017 年 1 月 13 日公布・施行(銀発[2017]9 号)

[原文] [中国人民银行关于全口径跨境融资宏观审慎管理有关事宜的通知](#)

＜外貨管理＞

国家外貨管理局による外貨管理改革を更に推進し真実性及びコンプライアンス審査を充実化することに関する通知

[ポイント] 本通知は、以下の9つの内容を含む。外貨管理実務に大きな影響を与えるものであり、注目される。

- ①貨物輸出を背景とする国内外貨ローンの元転を可能とする(原則として貨物輸出の対価として得た外貨で返済する必要あり)
- ②内保外貸(国内担保による国外貸付)による貸付金の、貸付・エクイティ投資等の方法での国内への戻し入れを可能とする
- ③国内の銀行が国際外貨資金メイン口座を通して集めた預金を国内で運用できる比率を、直近 6 ヶ月の日平均預金残高の 50%から 100%に調整する
- ④自由貿易試験区内の国外機構国内外貨口座(NRA 口座)内の資金の元転を可能とする
- ⑤貨物貿易における外貨管理をさらに規範化する(「輸出した者が外貨を受け取り、輸入した者が外貨を支払う」という原則と、輸出企業が適時に外貨を受け取るべきことを強調)
- ⑥経常項目外貨収入の国外留保の統計を充実化する
- ⑦直接投資の利益の払い出し管理を充実化する(銀行による5万米ドルを越える利益の対外支払に関する決議文書や財務報告等のチェックを強化。利益の対外支払の前に過去の欠損を補填すべきことを強調。)
- ⑧国外直接投資の真実性及びコンプライアンスに関する審査を強化する(銀行による資金の使用計画、決議文書、契約書等のチェックを強化)
- ⑨国内機構による人民元国外貸付残高と外貨国外貸付残高の合計額は、前年度の財務諸表中の所有者権益の 30%を超えてはならないものとする

2017年1月26日公布、同日施行(匯発[2017]3号)

[原文] [国家外汇管理局关于进一步推进外汇管理改革完善真实合规性审核的通知](#)

＜環境保護＞

中華人民共和国環境保護税法

[ポイント] 本法は、環境の保護及び改善のために、環境汚染物(大気汚染物質、水質汚染物質、固体廃棄物及び騒音)の排出に関して、従来の汚染物排出費(排污費)の徴収の代わりに、環境保護税を徴収するというものである。2018年1月1日より施行される。環境汚染物質の排出に関する企業の金銭負担について、費用から税金へ(費改税)という政府方針を反映したもので、今後は環境保護当局と税務当局の協力体制が敷かれ、厳しい徴税管理が及ぶことになる。なお、本法は、自動車、鉄道、非道路移動機械、船舶、航空機等の移動する汚染源からの環境排出物に関しては暫定的に免税としている。

本法は、環境汚染物質の排出を伴う企業活動に直接的に影響するものであるが、環境保護税制度の大枠を定めたものに過ぎないため、今後の細則や実施要領等の整備について注意が必要である。特に、大気汚染物質及び水質汚染物質の税率については、本法に定められた一定の幅の中で、各地法の人民政府がそれぞれの地方の状況に応じて決定するものとしているため、企業はその地方ごとに税率を確認する必要がある。

2016年12月25日公布、2018年1月1日施行(主席令第61号)

[原文] [中华人民共和国环境保护税法](#)

<電子商取引>

インターネット購入商品の7日間クーリングオフ暫定弁法

[ポイント] 本弁法は、消費者権益保護法第25条に定められたクーリングオフ制度(インターネット、テレビ、電話、カタログ通販等の方法で購入した商品は、受領してから7日間以内であれば、理由を説明することなく返品することができる)とする制度。2013年の同法改正により導入され、2014年3月15日より施行されている。)の詳細について定めたものである。従前はガイドラインの形で定めることが検討されていたが、より強制力の強い弁法として整備された。消費者の確認を経ることでクーリングオフ制度の適用を排除できる例外的な場合を定めている点、包装を開いたことや合理的な試用を行ったことは原則としてクーリングオフを拒否する理由にならないことを明記している点、クーリングオフの申入れを拒否できる具体的な場合(密封が必要な食品が開かれている場合や服飾品の商標ラベルが取られている場合等)を例示している点、7日間の起算日が商品の受領の翌日から起算されることと明記している点、ネット取引のプラットフォーム提供者の責任を明記している点等が注目される。本弁法は、テレビ、電話、カタログ通販等にも適用される。なお、**I Lawyer's Eye** もあわせて参照されたい。

2017年1月6日公布、2017年3月15日施行(国家工商行政管理总局令第90号)

[原文] [网络购买商品七日无理由退货暂行办法](#)

<広告法>

上海市工商行政管理局による「広告法」違反における行政処罰裁量基準に関する通知

[ポイント] 中国では、2015年9月1日から修正広告法が施行され、広告内容等の基準について細かな規制がなされるとともに、違反した場合にも行政処罰が科される可能性がある。本通知は、上海市において、当該行政処罰を科する裁量基準を示すものである。軽微な違反であれば、不処罰とされる可能性も明記され、処罰するとしても軽めの処罰とすべきことを原則とする一方で、2度目の違反、広告内容に政治性の問題、虚偽等を含むようなケースにおいては、重めの処罰を科すべきとも規定されている。

2017年1月13日公布、2017年2月10日施行

[原文] [上海市工商行政管理局关于违反《广告法》行政处罚裁量基准的通知](#)

<新エネルギー自動車>

新エネルギー自動車生産企業及び製品参入管理規定

[ポイント] 本規定及び本規定に添付される付属書は、新エネルギー自動車(「新エネ車」)生産企業及び新エネ車に搭載される部品の認証に係わるものである。新エネ車生産企業は新エネ車を生産、販売するために、本規定に定める条件をクリアする必要がある。

本規定によれば、新エネ車は、充電式ハイブリッド車(PHEV)、純電動車(EV)及び燃料電池車(FCV)が含まれており、新エネ車補助金の適用対象外のハイブリッド車(HEV)は本規定を適用しないことが明確にされた。また、新エネ車生産企業に対して、全体の設計開発能力、部品に対するトレーサビリティシステム構築等の品質管理、新エネ車の運行状況に対するモニタリング等の安全性対応、及びバッテリーのリサイクル・リユースに関する体制の確立等が強化された。

2017年1月6日公布、2017年7月1日施行(工業情報化部令第39号)

[原文] [新能源汽车生产企业及产品准入管理规定](#)

附件 1: [新能源汽车生产企业准入审查要求](#)

附件 2: [企业集团下属企业的准入审查要求](#)

附件 3: [新能源汽车产品专项检验项目及依据标准](#)

附件 4: [新能源汽车生产企业准入申请书](#)

附件 5: [新能源汽车产品主要技术参数表](#)

附件 6: 新能源汽车年度报告

<未成年者保護>

未成年者インターネット保護条例(審議稿)

[ポイント] 本条例は審議稿ではあるが、未成年の健全な発達育成保護のために、中国で初めて未成年のインターネットの利用(オンラインゲーム等も含む)を規制する内容を含んでいる。具体的には、家庭、学校、社会等が、未成年のインターネット依存を予防することに責任を有することを明確にしたうえで、未成年が毎日 0:00~8:00 までの間にインターネットを利用することを禁止している。また、未成年のインターネット上の個人情報を使用する場合は、未成年者本人又は保護者の同意等の取得も義務づけている。

(意見募集期間:2017年1月6日公布、2017年2月6日施行)

[原文] 未成年人网络保护条例(送审稿)

※<上記以外の今月のその他の重要な新法令>

◆【上海自由貿易試験区関連法令一覧】

Ⅲ 台湾法令アップデート

弁護士 若林 耕
台湾弁護士 呉 曉青

最新台湾法令の解説

<電業規制>

「電業法」の改正

〔ポイント〕 今回の電業法の改正ポイントについて、電気購入選択権(グリーン電力または従来的一般電力の使用を選択する権利)をすべての電力使用者に適用するとした点、更には、現在運営中の原子力発電業は 2025 年までに運転停止しなければならないとの規定を追加した点である。なお、電気料金の変動抑制、公平競争などの目的に達するために、経済部に電力価格審議会、発電事業紛争調停審議会、電力信頼度審議会などを設置するようになった。

(2017 年 1 月 26 日に公布、6 条 1 項は公布日より 6 年後に施行、45 条 2～4 項は公布日より行政院が別途定める 1 年以内の日より施行するほか、その他の条文は同日施行)

〔原文〕 [電業法](#)

<知的財産法制>

「特許法」の改正

〔ポイント〕 今回の特許法の改正ポイントは、グレースピリオド(公表から特許出願までに認められる猶予期間)規定の緩和である。改正前特許法によれば、出願前に開示された発明の新規性が例外として認められるには、①公表後 6 ヶ月以内に特許出願する、②適用対象となる発明公表は所定状況(試験、刊行物、当局指定の展覧会への展示、出願者の意向に反した漏洩)のいずれかに該当する、との 2 要件を満たさなければならなかった。改正後特許法は、グレースピリオドを 6 ヶ月から 12 か月までに延長し、適用対象である状況を削除することにより、公表された発明の特許取得及び特許出願準備期間についてより保護を与える目的を図っている。

(2017 年 1 月 18 日に公布、施行日は行政院が別途定める)

〔原文〕 [専利法](#)

回 満腹 中国 回

【久々の横浜中華街】

弁護士 中川 裕茂

久しぶりに横浜中華街に行ってみた。

500メートル四方に囲まれたこのエリアは、神戸南京町(神戸のチャイナタウン)と並んで私の好きな散策の地である。明治初期から栄えたこの土地は、歴史を考えて歩くだけでも楽しくなってくる。

先般、NHKのプラタモリで「神戸」が特集され初めて知ったのだが、神戸は横浜と違い、明治時代に外国人の居留地(日本政府が当時居留と商業のために特に認めた地域)が手狭になったため、神戸異人館のある北野や居留地の周辺地域に雑居地として広がりを見せたらしい。神戸南京町はそのような雑居地にあるという点で、外国人居留地にある横浜中華街よりも日本の庶民の生活に近かったのかもしれない。それでも横浜が神戸を抜いてアジアで最大のチャイナタウンに育ったのは、近時急速に観光地化が進み、目と舌とで訪問者をエンターテインする魅力が増し、また東京からも東急東横線ですぐに行ける簡便さを兼ね備えたからかもしれない。

横浜中華街は地形がおもしろい。横浜は海岸線に平行に基盤目状にできあがっている町だが、中華街のある通りだけが変に斜めになっている。この理由には諸説あるようだが、1859年の横浜開港よりも前からその地形があった(外国人が造成したわけではない)という考え方が有力なようだ。確かに居留地内の道路の方向を当時の外国人が決められたということはないだろうが、問題はなぜその特異な地形の中に中華街ができたかである。この点、風水的に中華街の道路の方向が丁度よく、商売繁盛を願った中国人がこの地を好んで店を開いたともいわれている。この一角が毎年数万人もの訪問客の胃袋を楽しませ、訪問客もますます増えていることからすると、風水の力はたいしたものである。

今回も横浜中華街でおいしいものをたらふく頂いたので、お裾分けに写真を載せさせて頂こうと思う。



以上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 森脇 章(akira.moriwaki@amt-law.com)
弁護士 中川 裕茂(hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
弁護士 若林 耕(ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、china-newsletter@amt-law2.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<http://www.amt-law.com/bulletins7.html>にてご覧いただけます。